

一般社団法人日本獣医皮膚科学会
認定医制度規定

平成25年2月19日理事会制定

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本獣医皮膚科学会（以下「本会」という）は、一般獣医臨床における皮膚科診療の充実を図ることにより、本邦における獣医皮膚科学の向上および社会に一層の貢献することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するために、本会は一般社団法人日本獣医皮膚科学会認定医（以下「認定医」という）制度を設け、これを維持する事業を行う。

第2章 認定医制度委員会

(設置)

第3条 本会定款第48条に基づき、認定医制度委員会をおく。

(業務)

第4条 認定医制度委員会は次の業務を行う。

- (1) 認定医講習会に関する業務
- (2) 認定医の認定に関する業務
- (3) 認定医の登録および認定書の交付に関する業務
- (4) 認定医資格の更新に関する業務
- (5) その他、当該制度の運用に必要な業務

(構成)

第5条 認定医制度委員会の委員長は、本会定款第48条第2項に基づき、理事会の決議によって理事の中から選任する。

- 2 認定医制度委員会の委員は、委員長の提案に基づき、会長が委嘱する。
- 3 認定医制度委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 中途補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 認定医の認定

(認定医試験の申請資格)

第6条 認定医試験を申請する者（以下「認定申請者」という）は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 本邦の獣医師免許を有した本会正会員
- (2) 認定医講習会研修科目を修了した者
- (3) 本会主催学術事業参加修了証を6カ年以内に3カ年分有した者
- (4) 海外皮膚科学術会議に6年以内に1回以上参加した者
- (5) 学術会議にて筆頭演者として6年以内に1報以上発表した者
- (6) 学術論文を筆頭著者として6年以内に1編以上発表した者
- (7) 現在一般臨床医として皮膚科診療に携わっている者

(認定医試験の申請手続き)

第7条 認定申請者は所定の審査料を添えて、別に定める申請書類を認定医制度委員会に提出しなければならない。

(認定医試験の審査)

第8条 認定医制度委員会は、認定医試験の申請書類を審査し、要件を満たすと認められた申請者に受験票を交付する。さらに認定医試験を実施し、採点・成績審査を行い、合否を判定する。

(認定医資格の承認)

第9条 認定医制度委員会は合格者に対して、理事会の議を経て認定医としての資格を承認し、合格者を認定医原簿に登録し、認定証を交付する。

- 2 認定医に承認された者は、別に定める所定の認定料を本会に納付しなければならない。
- 3 認定医資格の認定期間は試験合格の翌年1月1日から3年間後の12月31日までとし、3年毎に更新する。

第4章 認定医資格の更新

(認定医資格の更新申請)

第10条 認定医資格の更新を申請する者（以下「更新申請者」という）は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 本会認定医であること
- (2) 資格取得後、別に定める学術活動の更新要件を満たした者
- (3) 資格取得後、一般臨床医として皮膚科診療に携わっている者

(認定医資格の更新申請手続き)

第11条 更新申請者は、所定の更新審査料を添えて、別に定める期間内に申請書類を認定医制度委員会に提出しなければならない。

(認定医資格の更新認定)

第12条 認定医制度委員会は、認定医資格の更新申請書類を審査し、理事会の議を経て認定医資格の更新を承認し、認定医原簿に更新の記録を行い、認定証を再交付する。

第5章 認定医資格の喪失

(認定医資格の喪失)

第13条 認定医は次の各号の一に該当する時、その資格を喪失する。

- (1) 認定医の資格の更新申請を行なわなかったとき
- (2) 認定医の資格の更新が承認されなかったとき
- (3) 認定医を辞退したとき
- (4) 本会正会員の資格を喪失したとき
- (5) 獣医師の資格を喪失したとき

(認定医資格の取り消し)

第14条 本会は認定医が次の各号の一に該当する時、理事会の議を経てその資格を喪失させることができる。

- (1) 認定医として相応しくない行為があったとき
- (2) 認定医の申請または資格更新の申請に虚偽ないし重大な誤りがあったとき

第6章 補 則

(規定の変更)

第15条 この規定は、理事会の承認を経なければ変更することはできない。

(施行細則)

第16条 この規定の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この規定は、平成21年2月24日から施行された日本獣医皮膚科学会認定医制度規定を継承し、平成25年2月19日に本会の認定医制度規定として一部改正の上、施行する。

2 この規定は、平成26年8月19日付で一部改正した。